



平成 29 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ  
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己  
(コード番号6715 東証 第1部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長  
加藤 英明  
(TEL 027-253-1006)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 7 月 20 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 39,829 株
(3) 処分価額	1 株につき 391 円
(4) 処分総額	15,573,139 円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 3 名 23,787 株 当社の執行役員 8 名 10,436 株 当社子会社の取締役（社外取締役を除く。） 4 名 4,758 株 当社子会社の執行役員 2 名 848 株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 29 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期インセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有化を図ることを目的として、対象取締役、当社執行役員、当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象に、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、本日開催の第 76 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 40 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬を現在年額 180 百万円の取締役の報酬枠内に支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内（但し、平成 29 年 6 月 28 日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会により決定いたします。

今回は、対象取締役に加え、当社の執行役員、当社子会社の取締役及び執行役員を対象として、金銭報酬債権合計 15,573,139 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。このうち、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は 9,300,717 円です。）、当社が処分する普通株式 39,829 株（以下「本割当株式」といいます。このうち、対象取締役に対して処分する普通株式 23,787 株です。）を付与することといたしました。当該金銭報酬債権の決定に当たっては、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的としております。

また、本自己株式処分においては、割当予定先である対象取締役等 17 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本制度は、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを目的とすることに鑑み、譲渡制限期間を 3 年間としております。

### 3. 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 平成 29 年 7 月 20 日～平成 32 年 7 月 19 日
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

#### ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員のいずれの地位からも任期満了若しくは定年その他の正当な理由（死亡による退任は含まない。）により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### ②譲渡制限の解除条件

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式数の全株を解除する。

但し、譲渡制限開始月から対象取締役等の退任日を含む月までの月数（以下「在職期間」といいます。）が 12 ヶ月に満たない場合は、対象取締役等が退任した時点において保有する株式数を必要に応じて合理的に調整する。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間の満了時点若しくは(3)に基づき譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式数の全株を組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限開始月から組織再編等承認日を含む月までの月数が12ヶ月に満たない場合は、組織再編等承認日における対象取締役等の保有する当該時点において保有する株式数を必要に応じて合理的に調整する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第77期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年6月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である391円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月（平成29年5月28日から平成29年6月27日まで）終値単純平均値である398円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲1.76%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（平成29年3月28日から平成29年6月27日まで）終値単純平均値である376円からの乖離率3.99%、及び6ヶ月（平成28年12月28日から平成29年6月27日まで）終値単純平均値である387円からの乖離率1.03%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【本制度における譲渡制限付株式（RS）の管理フロー】

